

平安京における居住と家族

—— 寄住・妻方居住・都市 ——

京 楽 真 帆 子

【要約】 都市論と家族史の接点を探りつつ、平安中期の貴族の居住を分析する。平安京という都市における貴族の居住は、「寄住」によって特徴づけられる。「寄住」とは、所有権のない邸宅に一時的に住む「仮住い」のことである。彼らは、方違えや、忌みを避けて他人の家に宿すために都市内を移動していった。より長期にわたって寄住を行うこともあり、彼らの居住は安定したものはなかった。こうした分析により、流動性、便宜性が平安貴族の平安京居住の特徴であることが明らかになる。また、妻方居住も「寄住」の概念で捉えることができる。妻を亡くした男性は、それまで住んでいた妻方の邸宅を去るのが一般的であり、このことは、彼にとって妻方居住が一時的なものだというを示す。妻方居住は、「仮住い」の一つの選択肢に過ぎない。さらに、所有と居住の不一致から、平安期には、自分の所有する邸宅に住む必然性が希薄であったことをみる。

史林 七六巻二号 一九九三年三月

はじめに

天元五年（九八二）、慶滋保胤によって書かれた『池亭記』は平安京における居住について論じたものである。^①前半で、平安京の現状、特に右京の荒廃について述べ、後半に理想の住居論を展開している。その中で、自分の邸宅「池亭」を得るまでの居住について以下のように述べている。

予本無居處。寄居上東門之人家。常思損益。不要永住。縱求不可得之。其價直二三畝千萬錢乎。予六條以北。初卜荒地。築四垣開

ここで、保胤は長く自分の住居を持たず、「上東門之人家」に「寄居」していたことがわかる。^②この時保胤は、およそ五十歳。記中に「予出有青草之袍」、「家主職雖在柱下」とあるように六位内記で、下級とはいえ貴族であったにもかかわらず、地価高騰を理由に屋敷を所有することができなかった。^③貴公子たちが典雅な屋敷で優雅に暮らすという、絵巻に描かれるようなイメージのみで、平安京の貴族居住を語ることはできないのである。

都城論など多彩な内容をもつ平城京都市論に比して遅れていた平安京都市論は今、急速に進展しつつある。都城の復元のみならず、穢れや孤児にも目が向けられ、都市住民の多様なあり方が明らかにになった。^{④⑤}しかし、平安京という都市において、人々がどの様に住んでいたかを明らかにする研究にはまだ手がつけられていない。^⑥従って、保胤の「寄居」についても、今までの分析からは具体像が得られない。

都市論と関連づける視点はないものの、従来、貴族の居住を分析してきたのは家族史であった。家族史研究には、高群逸枝『招婿婚の研究』^⑦以来の「常識」がある。古代における婚姻は、男性の妻問いに始まり、やがて妻方居住をする「招婿婚」だっているのである。生まれた子供は母方で育てられる。男子は結婚して妻方に移動するまで母方に居住し、女子はそこで婿を迎える。時には、妻方居住の後、新たな邸宅に移ることもあり、これを新所居住という。こうした新所居住は、夫方提供の宅で行うこともあるが、夫婦が夫方家族と同居することはない。即ち、古代の家族居住は妻方居住が基本であり、男性にとって、共に居住する妻方との関係が重要なのである。それが、中世にはいと結婚当初から夫方居住をするようになる。嫁取婚の始まりである。この変化は、母系（または双系）の親族構造が父系制に移行することに対応している、というのである。

しかし、こうした「常識」には疑問を感じざるを得ない。平安中期、既に父子関係は強固であり、男性にとって、妻方よりも父方とのつながりの方が重要になっている。これは特に官職の父系継承や故実の伝授といった貴族の公的場面で多

くみられる^⑧。また、平安中期、貴族の親族構造は父系重視になっていく。双方的で不安定な親族集団が父系で永続し始めるのがこの時期なのである。この様に、父系制へと既に傾き始めている平安中期に貴族はなぜ妻方居住をするのであろうか。

この問題について、従来の家族史は以下のように説明をしてきた。関口裕子氏の見解を見てみよう。古代の家族は、所有・経営を単位とする本質的家族と共食・共住集団としての具体的家族を分けて考えるべきだ。この二側面が一致しないのが古代家族の特色なのである、と。この見解を本稿の問題関心にそって言い替えると、本質的家族においては父系に傾いた平安中期の貴族社会でも、具体的家族においては妻方居住をなし得ることになる。

古代家族を二側面に分ける関口説はけだし卓見である。しかし、こうした見方では分析視角としては正しくても、どこまで当該期の実態に迫ることができるのか疑問が残る。なぜ、古代家族は二側面に分離したのであろうか。平安中期の父系社会での妻方居住は、古代から中世への過渡期の一つの形態に過ぎないのであろうか。関口説は、これらの疑問には答えてくれない。平安中期の家族居住を積極的に捉えるためには、父系重視社会における居住の実態をふまえた上で、妻方居住をする意義を新たに説明し直す必要があると考える。

試みに、藤原行成の居住を彼の日記『権記』を典拠として追ってみよう（表1）^⑩。『権記』は逸文を含めて正暦二年（九九一）から寛仁元年（一〇一七）まで記事が残っている。その間、行成は「三条宅」を本宅としながらも、様々な人々の邸宅へ移動していることがわかる。それは「方違」が理由であったり、「寄住」するためであったりする。期間も一晩の「宿」から数日間に及ぶものまである。また、ある時点から「婦三条」の記述が見えなくなり、「婦中御門宅」の記事が出てくる。これは、彼の本宅が「三条宅」から「中御門宅」へ移動した事を示す。行成はこの二十年間一所に固定した居住はしていなかったのである。

このように、当時の貴族は、一つの邸宅を「自宅」としてそこに留まっていたのではなかった。なるほど「方違」とい

〈表1〉『権記』に見える藤原行成の居住

番号	年 月 日	場 所	備 考
1	正暦 4 (993)・1・15	三条宅	「到」
2	長徳 1 (995)・8・29	三条宅	「帰」
3	3 (997)・12・13	源成信宅	「宿」・方違
4	4 (998)・10・18	為文宅	「借」・三条宅で子供死亡のため
5	10・19	橘道貞宅	「移宿」
6	11・3	橘道貞二条宅	「寄住」
7	11・6	橘道貞二条宅	「帰」
8	11・16	三条宅	「帰」
9	長保 1 (999)・7・14	藤原安隆宅	「借」・三条宅の垣を築くため
10	7・15	藤原安隆宅	「到」・「今日以後暫可住也」
11	9・11	鶴修車宿	「宿」・方違
12	10・16	平親信宅	「宿」・「帰忌日」
13	11・5	橘元愷宅	「宿」・翌日奉幣のため
14	11・21	橘元愷宅	「渡」・奉幣のため
15	2 (1000)・2・7	橘惟弘宅	「浴」・奉幣のため
16	5・23	世尊寺	「到」
17	7・2	三条宅	「向」
18	10・30	藤原成房宅	「宿」
19	11・10	□朝臣二条宅	「宰」・奉幣のため
20	12・21	平親信宅	方違・翌日飯室へ
21	12・22	飯室	「宿」
22	3 (1001)・1・19	平文佐宅	「宿」・翌日物忌
23	2・15	具平親王六条宮	「詣」・方違
24	2・22	堀川辺	「赴」・「宿」
25	3・10	世尊寺	「宿」
26	5・13	世尊寺	「宿」
27	6・11	世尊寺	「詣」
28	6・14	世尊寺	「帰」
29	6・15	世尊寺	「帰」・三条宅から
30	7・14	世尊寺	「宿」
31	8・1	三條宅	「到」・内裏より
32	8・22	藤原成房宅	「宿」
33	12・6	世尊寺	「詣」
34	閏12・16	光尹家	「移」・但し、同日「帰」
35	閏12・29	世尊寺	「宿」
36	4 (1002)・1・1	三条宅	「帰」
37	1・10	元信宅	「移」
38	2・15	橘惟弘宅	「宿」・「明日為渡三条違方也」
39	6・11	橘惟弘宅	方違
40	6・12	藤原奉直宅	方違
41	7・28	安倍信行宅	方違
42	9・16	長多仁	「宿」
43	9・23	桃園	「宿」
44	10・10	三条宅	波殿から寝殿へ
45	12・21	三条宅	西対へ
46	5 (1003)・1・10	世尊寺	「宿」
47	2・11	石井	方違

平安京における居住と家族（京楽）

48		6・3	尚侍殿・藤原則友家	「詣」・「宿」・方違・途中で移動
49		6・12	飯室	「宿」
50		7・8	桃園	「出」・「物忌」
51		7・13	桃園	「宿」・「物忌」
52		8・4	世尊寺	「至」・「物忌」
53		8・7	三條宅	「掃」
54		8・14	世尊寺	「物忌」
55		9・1	佐伯公行四條宅	「移」
56		9・21	三條堀川辺	「宿」
57		12・8	橘忠範宅	「至」・鴨院犯土のため
58		12・10	堀河辺	「掃」
59	寛弘1(1004)	4・12	藤原知光宅	「向」・「明日着座・以官為当吉方也」
60		4・15	藤原知光宅	「宿」・「昨今着座以後物忌也」
61		4・16	延源君車宿	方違
62		7・20	堀川辺・中御門宅	「掃家」・「渡」
63		7・23	中御門宅	「掃」
64		8・16	為理宅	「宿」
65		8・17	慶円僧都房	「借」・「宿」
66	閏	9・14	大威儀師車宿	方違
67		10・8	石井	「浴」
68		10・15	源政職宅	「浴又宿」
69		10・28	実国宅	「沐浴」・翌日参術
70		11・14	阿倍信行宅	「浴」・当日大原野祭
71	2(1005)	2・5	仁城宅	「宿」・春日詣
72		11・2	五師修忍房	「宿」・石山詣
73	3(1006)	1・15	仁城宅	「宿」・春日詣
74		8・5	世尊寺	「宿」
75	4(1007)	2・28	仁城宅	「宿」・春日詣
76		7・16	中御門宅	「掃」・「宿」
77		12・19	越後前司四條宅	方違・翌日参内
78		12・23	越後前司宅	「宿」・「日者为避方忌」・「今日掃」
79	5(1008)	2・8	平重義五條宅	方違
80		5・15	世尊寺	方違
81		7・28	平重義三條宅	方違・翌日参内
82	6(1009)	1・9	源政職宅	「浴」・翌日参内
83		8・22	世尊寺	「渡」
84	8(1011)	8・14	阿倍信行四條宅	「沐浴」
85		12・10	世尊寺	「掃」

〈備考〉

- 1: 内裏での宿直は省いた。また、単に「掃家」・「掃宅」とする記事も省略した。
- 2: 邸宅の名称は必ずしも史料の引用ではない。
- 3: 行成の行動がわかるように、備考欄に「」で史料を引用した。方違えの場合、翌日の行き先のわかるものも備考に載せた。
- 4: 「宿」と明記していなくても、前後の史料から宿したと判断できるものは採録した。また、宿していなくても「浴」に利用した場合は採録した。

った一時的な「宿」を居住と考えることには疑問が生じるかもしれない。しかし、本稿では、貴族たちが、こうした一時的、臨時的な「宿」をも含めて、平安京の中をかなり頻繁に移動していたことに注目したのである。

これを、後代の公家の居住と比較してみればその差は一目瞭然である。『建内記』によって筆者万里小路時房の正長元年（一四二八）の居住を見ると、他家へ移動したのは、正月十二日の方違えの時のみで、逆に他の公家が彼の宅へ来たのは、十月十九日、大炊御門信経が「来宿」したのみである。^⑤室町期になると、公家は都市内を移動しなくなるのである。では、こうした差は何に起因するのであろうか。

もう一度、『池亭記』に戻ろう。筆者慶滋保胤は、自分が平安京という都市に居住していることを意識している。平安京は天皇・貴族から庶民までが生活する大都市である。こうした空間でいかに貴族たちは居住したのか。その実態を明らかにすることが本稿の目的である。

表1で示したように、藤原行成の住居移動は大きく次の二つに分かれる。一つは、「方違」、「寄住」といった一時的な他家への居住。もう一つは、「三条宅」から「中御門宅」へ本宅を移動したことに見られる家族居住の変化。日記を残した平安貴族の中で、これほど居住の変化が明確にわかる人物は他にはいない。そこで以下の分析は、おのずと行成を中心とすることになる。まず第一章では方違え、寄住を、第二章では家族居住を取り上げ、第三章でそれらを総括することにする。こうした方法は、「女性史」の視点をもって発展してきた家族史研究の方法からはかなり回り道になるであろう。しかし、もはや「家族」・「女性」の視点からの分析だけでは家族史研究は新たな地平を開けない。一方、都市史研究においても、都市型居住を考える際には、家族居住の分析を避けては通れない。今こそ、両者を結び付けることが必要なのである。本稿の視角は両者にとともに資するところがあると考ええる。

① 角田文衛「慶滋保胤の池亭」（『王朝の映像』、東京堂出版、一九七

〇年）、柳井滋「保胤と『池亭記』」（『国語と国文学』五六一―二、一九

八一年）、深沢徹「都市へのまなざし」（二）『池亭記』異論」（『日本文学』三八、一九八九年）、井上満郎「京都 よみがえる古代」（ミ

ネルヴァ書房、一九九一年）など。

② この「寄居」という言葉を、柳井氏は、一族の地での居住（賀茂、慶滋氏の一族の集住を想定している）か、または妻方居住を指すものと考えている（註①論文）。また、井上氏は、「借家」していたとしている（註①論文）。

③ 「池亭」の購入に際しては、慶滋保胤の門下にいた具平親王の経済的援助を想定する説がある。角田文衛前掲論文は、具平親王宅の近辺の土地を購入する際に親王から金銭援助を受けたとする。大曾根章介「『池亭記』論」（山岸徳平編『日本漢文学論考』、岩波書店、一九七四年）は、具平親王邸である千種殿の一隅を譲り受けて池亭を設けたとしている。

④ 鬼頭清明『日本古代都市論序説』（法政大学出版局、一九七七年）、岸俊男『日本古代宮都の研究』（岩波書店、一九八八年）、狩野久『日本古代の国家と都城』（東京大学出版会、一九九〇年）など。

⑤ 鬼頭清明「初期平安京についての一試論」（『国立歴史民俗博物館研究報告』二、一九八三年）、西山良平「八王朝都市」の動物誌」（『京都市立芸術大学美術学部研究紀要』三四、一九九〇年）、「八王朝都市」の病者と孤児」（上田正昭編『古代の日本と東アジア』、小学館、一九九一年）、高橋昌明「よこれの京都・御霊会・武士統・酒吞童子説話の成立」（『新しい歴史学のために』一九九、一九九〇年）、特集「平安京の時空間」（『日本史研究』三六四号、一九九二年）など。

⑥ 建築史学の立場で、貴族邸宅の所在地、居住者についてふれるものもあり、太田静六『寝殿造の研究』（吉川弘文館、一九八七年）はその集大成である。しかし、建築史は、建築構造の解明に主眼があるため、各邸宅の居住者を個別に分析するが、平安京全体を見通した貴族

居住を明らかにするにはいたっていない。

⑦ 「高群逸枝全集」三・四（理學社、一九六六年）。

⑧ 拙稿「平安貴族の居住形態」（『比較家族史研究』四、一九八九年）。

⑨ 拙稿「平安時代の「家」と寺―藤原氏の極楽寺・勅修寺を中心として―」（『日本史研究』三四六、一九九一年）。

⑩ 関口「古代家族と婚姻形態」（『講座日本歴史』二、東京大学出版会、一九八四年）。

⑪ 行成の居住は他の史料にも見えるが、ここでは、彼の居住の大きな傾向を知るために『権記』のみを扱う。但し、単に「婦家」という記事、内裏に宿した記事は省略した。

⑫ これは、行成二十三歳、正五位下備後権介から、四十六歳、正二位中納言の時期にあたる（『公卿補任』による）。

⑬ 応仁の乱（一四六七年）以前のいまだ荒廃していない京都に居住した公家の日記で、豊富な記事が現存しているものとして『建内記』を取り上げる。筆者万里小路時房は、この時三十五歳、従二位権大納言である。

⑭ これは節分の方違えである。この時、時房は曆博士勘解由小路在方の指示に従って南隣の岡崎範景宅に移動している。平安期の方違えとは異なり、移動距離が短くなったようである。その他、『建内記』には、文安四年（一四四七）正月十二日にも節分方違えが出てくる。この時は「深更吟歩於土御門辺、當乾方婦家先聞助」という過こし方をしている。

⑮ 「一夜之閑話忘世事」という記述から、この「来宿」は特に目的をもったものではなかったと考えられる。

第一節 方違えの作法

平安貴族の他家移動の第一の要因は「方違」である。平安期の記録・文学によく出て来る「方違」、「方忌」、「方塞」^①といった方角禁忌は、『日本三代実録』貞観元年（八五九）四月十八日条を初見とするが、記録類に頻出するのは十世紀以降のことである。

方違え研究は、国文学^②、文献史学^③、建築史学の各方面で進められている。こうした先行研究は、方角禁忌の種類と内容、即ち、方違えを引き起こす神の名と忌みの方法の詳細を分析している。その結果、平安中期は、天一神、太白神によって引き起こされる短期間の禁忌が中心であったが、院政期に入って、金神の方違え、四十五日方違え、十五日方違えといった長期の禁忌が重視されるようになり、混乱状況を呈したことが明らかにされた。そこで、方違えを短期間で終わらせるための方便が考え出された。例えば四十五日方違えの場合、本来は「本所」である自宅から方違え先である「旅所」に出かけ、四十五日間留まらねばならないが、自宅を「旅所」とし、「本所」を某家にしておくと、四十五日間は「旅所」^④に自宅に留まることができ、一日だけ「本所」^⑤に某家に行けばよいことになる。こうして方違えは実態として次第に廃れていき、鎌倉期以降は、節分の方違えなど年中行事的なものだけになる。以上のように考えると、本稿が対象とする平安中期は、方違えが最も盛んな時期ということになる。

従来の方違え研究は、先に簡単にまとめたように、方角禁忌の種類と方法の解明にその主眼があった。しかし、本稿のように方違えを居住の一形態と考える場合、方違え先が問題となってくる。

藤原道長の場合、所有していた自宅の一つに方違えに行くことが多かった^⑥。また、院政期の例であるが、『永昌記』の筆者藤原為隆は方違えとなると「七条宅」へ移動した^⑦。これが彼の所有する邸宅であることは「七条宅」を修理している

ことからわかる。^⑨ 複数の邸宅を所有する裕福な貴族の場合、この様に対処することも可能であったろう。しかし、自邸を一つしか持たない大部分の貴族たちは、他家に移動先を見つけねばならない。その場合、どういった基準で方違え先を選定したのであろうか。

「はじめに」表1でみたように、藤原行成もよく他家へ方違えに行っている。本来方違えの場合、その忌みを避けるのにふさわしい方角の家が選ばれるはずである。例えば、長保二年（一〇〇〇）十一月十日の二条宅、長保四年（一〇〇二）七月二十八日の安倍信行宅の場合などは、翌日の行き先にふさわしい方角に位置する家が選定されたものと考えられる。

また、ふだん行き来のある人物の家を選んだであろうことも想像に難くない。例えば、藤原忠平は、息子師輔の家へ節分の方違えに行っている。^⑩ 行成の場合、橘惟弘宅へ長保四年（一〇〇二）二月十五日、同年六月十一日に方忌みに行っており、この他、長保二年二月七日には「浴」しに行っている。^⑪ 惟弘は、長保三年（一〇〇一）三月二日、同四年五月十七日、行成の使となっていることから、行成の家司であろう。^⑫ 方違え先の一つに家司宅が多いことを指摘しておこう。

その他、ある宅を「方違所」として利用することもあった。先述した、藤原為隆の「七条宅」もその一例である。『栄華物語』巻四で、藤原道兼は、出雲前司相如の中川家を「方違所」としている。相如は道兼が出世する前から見込んで接近してきた人物であった。相如は、なんらかの見返りを期待して道兼に自邸を提供したのであろう。また、物語であるが『源氏物語』東屋で、浮舟は方違え所として用意されていた「三条わたり」の小屋に移動する。このように、一つの邸宅で全ての方違えに対応することは不可能であったにせよ、方違え先として恒常的に利用するようになるとそのことを「方違所」と認識するようになるのである。

では、ふさわしい方違え場所が家司宅、知人宅などふだん交流のあるところになかった場合はどうするのか。記録からこうした事情を読み取るとは困難である。そこで、物語に目を向けてみよう。『源氏物語』では、光源氏は方違えのために従来直接の交友関係が全くなかった人物の家へ行っている。受け入れ先は、光源氏の妻葵の上の父「左大臣」に親し

い「紀伊の守」である。固辞したが聞き入れられなかった受け入れ先は、大慌てで対応している。¹⁵⁾

『源氏物語』帚木（明融本を底本とする『新潮日本古典集成』を使用）

「紀伊の守にて親しくつかうまつる人の、中川のわたりなる家なむ、このころ水せき入れて、涼しきかげにはべる」と聞こゆ。（中略）紀伊の守に仰せ言賜へば、うけたまはりながら、しりぞきて、「伊予の守の朝臣の家につつしむことはべりて、女房なむまかり移れるころにて、狭き所にはべれば、なめげなることやばべらむ」と下に嘆くを（中略）「にはかに」とわふれど、人も聞き入らず。寝殿の東面払ひあけさせて、かりそめの御しつらひしたり。（中略）主人もさかな求むと、こゆるぎの急ぎありくほど、君はのどやかにながめたまひて、かの中の品に取り出でて言ひし、このなみならむかしとおぼしいづ。

無論これは「物語」であり、フィクションである。特にこの場面は、「雨夜の品定め」の後、受領層の女性に興味を抱いた光源氏が、人妻空蟬に出会おうという重要な出来事の前提となっている。そのため、これを単純に事実の反映と解釈することはできない。しかし、このような時、権力者がその権力をかさにきて、方違えを強行することが実際にあったのではなからうか。

こうして方違え先は選定されたが、そこには一定のルールがあったらしい。先に示したように行成は家司宅などを利用して行成には他にも方違えをした宅があるが、いずれも自分より同輩か、官位が下の者である。道長の場合、目上の来宿者は、『御堂関白記』寛弘元年（一〇〇四）四月二十四日条を教道親王が道長宅にやってきたと解釈する余地があるだけで、自分より上位者の家には方違えに行かないという原則があったらしい。いかに良好な関係にあったとはいえ、正三位参議（寛弘元年）の行成が正二位左大臣の道長宅へ方違えをするなど考えられないことだったのである。¹⁶⁾

これは、方違えを受け入れた先が接待を行うのが通例であったためかも知れない。¹⁷⁾『枕草子』には、「すさまじきもの」として、方違えに行った先がもてなしをしないことをあげている。

『枕草子』二十二段（陽明文庫蔵本を底本とする岩波書店『新日本古典文学大系』を使用。以下同じ。）

すさまじき物。ひるほゆる犬、春の網代。（中略）方違へにいきたるに、あるしせぬ所。まいて節分などは、いとすさまじ。

先に示した『源氏物語』でも、受け入れ先は光源氏をもてなさねばならない。邸宅の寝殿の東面の調度を払い、光源氏のために仮のしつらいをしている。おそらく寝殿は、主人である「紀伊の守」の普段の生活の場であろう。日常生活の細々とした品を片付け、天皇の息子である光源氏の格にふさわしい調度を並べたのである。光源氏がゆったりと庭園を眺めている間、主人は自ら食事の用意に走り回っている。光源氏一人ではなく、その供の食事まで調えるには、かなりの出費があったであろう。方違えの受け入れ先は、経済的負担をも負ったのである。そして、それゆえ、方違え先には、家司の宅が多く選択されるのである。

以上、方違えについて検討してきた。なるほど方違えは一時的、臨時的な居住形態に過ぎない。しかし、その方違え先の選定には、交友関係、主従関係が明確に反映される。その意味で、方違えは、単なる方角禁忌の信仰でも儀式でもなく、人間関係そのものである。平安貴族たちは、自己の人脈をもとに選定した方違え先を目指して都市の中を移動していた。¹⁹ こうした平安貴族の行動は、方角禁忌という文化が生んだ一つの居住形態といえよう。

第二節 寄住・寄宿・寄居

平安中期の居住形態の一つに、『池亭記』にも見えた「寄居」、同様のことを指すと思われる「寄住」がある。²⁰

『権記』長徳四年（九九八）十一月三日条

日者寄住道貞朝臣二条宅也

十月十八日に本宅である三条宅で男子が死亡したため、行成はその穢れを避け、橘道貞宅に「寄住」している。²¹ 橘道貞は行成の家司ではなく、昌子内親王の宮司であった（『権記』長保元年十二月五日条）。内親王は冷泉天皇の皇后であり、冷泉帝女御懷子が行成の父方叔母であったことから行成と道貞も親しい関係にあったのであろうか。また、道貞宅には、藤原

二十二歳、義孝が従五位下右少将という若さであった。祖父伊尹はすでに亡く、ただ一人残った叔父義懐も寛和二年（八九六）、花山天皇に従って出家してしまふ。行成は、早くに父方の後見を失ったのである（系図1参照）。

この行成を支えたのが、母方祖父源保光であった。保光は、醍醐天皇の孫に当たり、従二位中納言にまで昇った人物である。保光夫妻が行成宅へ同居して養育に当たったのであるが、その邸宅が「桃園第」である。この邸宅は、もと行成の祖父伊尹の所有する屋敷であった。後述する様に、最終的にこの邸宅を管理したのは行成であるから、彼が所有権を得たことも間違いない。しかし、父義孝がこの邸宅に住んでいたことを直接に示す史料はない。『世尊寺縁起』に義孝が桃園を「相伝為主」とあることから、伊尹死亡後から義孝と妻、行成が居住したとも考えられる。この場合、行成は、祖父死亡後に桃園に移り住んだことになる。また、義孝は、伊尹死亡後、「桃園第」を伝領したものの、当時の慣習通り保光宅へ妻方居住し、行成も保光宅で誕生した可能性もある。この場合、父を失うと共に、行成は桃園を伝領し、適当な時期に移動したのであろう。いずれにせよ、行成はこの「桃園第」で元服しており、源泰清の娘と結婚して「三条宅」で妻方居住するまで、この屋敷で母方祖父母と共に過ごしたものと考えられる。

では、源保光にとって、桃園に居住するとはどういうことだったのであろうか。彼は、「桃園中納言」と呼ばれており、これをもって彼が桃園を伝領した、もしくは所有したものと考えられる。保光は、桃園を伝領した孫の行成との関係によって桃園に居住することができたのであり、そこに所有権を認める必要はない。「桃園中納言」とは、単に「桃園」邸に居住した「中納言」であるから生じた呼称に過ぎないのである。

こうした、所有権を持たない邸宅に居住することが、「寄住」であった。保光の場合、これを「寄住」であるとする同時代史料はないが、『世尊寺縁起』はこれを「寄住」としている。保光は、孫の相続した邸宅に十年以上「寄住」したのである。そして、桃園第は保光の邸宅であると一般に認識された。私は、こうした居住をすべて「寄住」と考えてよいと思う。臨時的なものにして、長期にわたるものにして、所有権のない邸宅に居住し、それを人々がその人の「居住地」で

あると認めたととき、「寄住」という概念が生じるのである。

「寄住」は平安京において珍しい居住形態ではない。冒頭に示した慶滋保胤の「寄居」も「寄住」と同じであろう。下級官人にも「寄宿」するものがあつた。

『左経記』寛仁四年(一〇二〇)二月十四日条

或人云、左衛門尉平致経、年来寄宿東宮町、而昨日可出夫之由、彼宮下部等来催、而陵^下一部不出夫者、仍宮下部数十人来向被□
□切損云々

平致経は、年来、東宮町の家を「寄」せて「宿」している。東宮町は、東宮機構に係わる下級官人の居住する場所である。なぜ、致経が東宮町に「寄宿」するにいたつたかは不明であるが、こうした官衙町には「寄宿」者を排除しない性格があつたのであろう。^③しかし、「寄宿」者にも本来の住人と同様の義務が課され、致経にも東宮による「出夫」役がかかつてゐる。「寄宿」とはいえ、正当な居住者と同じ扱いを受ける。「寄宿」もやはり居住形態の一つである。

「寄住」、「寄宿」、「寄居」は共に、他人の家に身を寄せる、便宜的な居住形態である。平安京においてはこのような便宜的な居住が上級貴族層から下級官人層に至るまで広範囲に存在してゐたことに注目したい。^④「寄住」を容認する社会だからこそ、貴族達が穢れを避けたり方違えを行うとき、他家へ容易に移動して行つたのである。

こうした都市民の流動性は、すでに、網野善彦氏によって指摘されている。^⑤氏は、例えば、地方に所領を有する御家人などが、勤務のために京に「寄住」するとしている。氏が分析対象とする都市民は、貴族層などの支配者階級を除いた都市居住民をさす。彼らは、「皇室・院宮・公卿・大社等の高位の神官・僧侶等を核」とし、平安京に宿營の場を集中させるのである。彼らは、都市以外にも拠点をもっており、それ故に都市人口は流動的になるとする。

しかし、本稿は、網野氏が集中の核とした貴族層の居住も流動的であつたことを示した。平安京においては、都市に拠点をもち、その正規の住民ともいえる支配者層さえも、居住は安定しなかつたのである。

この流動性、便宜性こそが、平安貴族の平安京居住の特徴である。平安京は、「寄住」する人々が集まった都市であるといっても過言ではない。

- ① 「方違」、「方忌」、「方塞」はすべて方角禁忌現象を表す用語である。ある方角に「方忌神」が遊行し、「方塞」の状態になると「方忌」を避けるために「方違」を行うのである。
- ② 「方違」という用語の初見は、『古今和歌集』の紀友則の歌の詞書である。
- ③ 加納重文「方忌考」(『秋田大学教育学部研究紀要』二三、一九七三年)、「方違考」(『中古文学』二四、一九七九年)、ベルナル・フランク「方忌と方違—平安時代の方角禁忌に関する研究」(岩波書店、一九八九年)など。現在の方違え研究の到達点はフランク氏の著書である。
- ④ 金井徳子「金神の忌の養生」(『史論』二、一九五四年)、岡本充弘「院政期における方違」(『史学論叢』九、一九八〇年、ともに、のち『陰陽道叢書』一(古代)、名著出版、一九九一年に再録)など。
- ⑤ 飯淵康一・米倉雅博「方進行幸と方忌について」(『日本建築学会東北支部研究報告集』五二、一九八九年)、飯淵康一「太白山による方忌—平安京および寝殿造からみた—」(『日本建築学会計画系論文報告集』四一一、一九九〇年)など。
- なお、本稿は紙数の都合で天皇の方進行幸にふれることができなかった。天皇の居住については今後の課題としたい。
- ⑥ 具体的には、自邸の土地券文を他家へ移動しておく。そうすると、自邸が他人の領となり、「本所」の忌みを行わなくてすむ。方便の「本所」(券文の移動先)には親類の家が選ばれたようである(岡本、註④論文参照)。
- ⑦ 『御堂閔白記』によると、道長は、寛弘元年(一〇〇四)八月二十六

日には「一条第」へ、同二年八月三日には「東三条第」へ、同九月二十日には「枇杷殿」に、同五年二月二十四日「小南第」へ方違えしている。これらの邸宅はすべて道長所有のものである。

- ⑧ 『永昌記』嘉承元年(一一〇六)七月二十四日条など。
- ⑨ 『永昌記』嘉承二年(一一〇七)四月二十二日条など。
- ⑩ 本条は、この移動を「方違え」のためと明記していない。しかし、本稿では、方が塞っていかなくても、よい結果を願ってあらかじめ「吉方」へ移動することも広義の方違えであると考え、本条も「方違え」の一形態と解釈する。
- ⑪ 『九曆』承平六年(九三六)正月五日条。
- ⑫ 『権記』寛弘元年(一〇〇四)十月二十八日条「於実圃宅沐浴、女子等従之」など、他家へ「浴」しに行った記事が『権記』には七例ある(表一参照)。行成が自宅で「浴」したらしい例は、寛弘六年(一一〇九)五月一日条などであり、自宅に沐浴施設があったようである。それにもかかわらず、他家へ「浴」しに行くには理由がある(陰陽道は「浴」にふさわしい日時を規定するが、方角禁忌は規定していない)。寛弘八年(一一〇一)八月十四日は「二条以北無水」のため、信行朝臣四宅へ「浴」しに行った。また、広義の「方違え」にもなって、他家で「浴」した例が、長保二年(一一〇〇)二月七日条など四例ある。これらは他家へ行った理由がわかるが、残りの二例は理由不明である。他家で沐浴する記事は、他にも『水左記』に六例、『永昌記』に一例あるが、『御堂閔白記』には一例もない。このような風俗の利用に関しては従来あまり注目されてこなかったが、平安京における人的交流を考える上で一つの課題となろう。

⑬ 橘推弘は、行成の看病をし(『権記』長徳四年七月十六日条)、不動尊像を「奉圖」し(長保元年十二月十八日条)、行成のための吉夢を見る(長保三年四月二十四日条)など、かなり親密な関係である。

この他、行成がその宅を利用した中で、行成の家司と考えられる人物には、阿倍信行、源政職、孝直、為文がいる。阿倍信行は横非違使で、行成の身辺を警護している(長保二年九月十日条)。また、源政職は、道長の使として行成宅を訪れており(長保四年十月十五日)、行成と道長の両者に属する家司であったようである。孝直も行成の子の着袴儀に奉仕している(長保二年十二月十三日条)ことから、行成の家司である。しかし、東宮の使を勤め(長保四年十月二十三日条)、道長の意向を行成に伝えることもあり(長保五年正月十四日条)、彼も両属しているようである。為文も同様に、行成と道長に両属している(長保四年九月十六日条、同五年四月十三日条)。行成の家司については、黒板伸夫『藤原行成家』の家政と生活基盤(山中裕編『撰関時代と古記録』、吉川弘文館、一九九一年)に詳しい。

⑭ 藤原為隆は、適当な方違え先が見つからなかったため、往來に車を止めて、その中で方違えの夜を過ごしたこともある(『永昌記』大治四年(一一一九)閏七月二十八日条)。

⑮ 貴人の方違えに際し、先触れが出されたことは、『権記』長徳四年十月九日条に見える。道長が行成の「桃園」に方違えしたい旨を僧正観修を通じて行成に告げている。

⑯ 但し、まれには例外もある。『権記』長保三年(一〇〇一)二月十五日、行成は具平親王の六条宮に方違えしている。二人の間には親交があったらしく、行成は何度か親王宅を訪れている(長保二年十月二十二日条など)。

⑰ これにも例外はある。『今昔物語集』卷二七―二二に、源重信が宇多天皇の後院であった朱雀院に方違えをする説話がある。彼は、宇多

天皇の孫にあたる縁でこの邸宅を利用したのであろう。しかし、無人の邸宅を借りたためか、食料を持参している。

⑱ こうした平安期の方違えに比して、室町期のものは、ごく簡便なものになっている。三条西実隆は、永正五年(一五〇八)七回方違えをしている(『実隆公記』永正五年二月十日条など)が、全てが、同一屋敷内に住む息子の宅への移動である。

⑲ 管見の限り「寄住」の初見は、『万葉集』卷三十四六一大伴坂上郎女の歌の左注である。「右、新羅國尼、名曰理願也。遠感王德婦化聖朝。於時寄住大納言大將軍大伴卿家、既選數紀焉。(後略)」。この時、大納言大伴安麻呂はすでに亡く、その妻石川命婦と娘大伴坂上郎女が、尼と同居していたようである。尼の経歴、如何なる理由で大伴宅に寄住するに至ったかは不明である。

⑳ 行成は、十一月十六日、三条宅へ帰っている。十月十九日から移動していたので、二十六日間「寄住」していたことになる。

㉑ 『御堂閔白記』長保元年(九九九)七月十八日条。

㉒ 『権記』長徳四年(九九八)十一月三日条。

㉓ 『権記』長徳四年(九九八)十一月六日条。

㉔ 詳しい事情は不明であるが、『権記』長徳元年(九九五)八月二十九日条にみえる「越前守親信朝臣宅、修理大夫近日被寄住、仍被同宿也」という記事も、同様に解釈するべきであろう。

㉕ 行成は、保光の救命を何度か日記に記している(『権記』正暦三年七月二十八日条など)。幼くして父を失った行成に、官人としての心得を教えたのは祖父保光だったのである。

㉖ 高橋康夫「北辺の地域開発―桃園殿を中心に―」、北辺の地域変容―世尊寺を中心に―(ともに『京都中世都市史研究』、思文閣出版、一九八三年)。

㉗ 『函書寶笈刊(伏見宮家九条家旧蔵)諸寺縁起集』。成立年代は未詳

であるが、高橋氏は、十二世紀前半に成立したと考えている（註②論文）。

②⑧ 『小右記』天元五年（九八二）二月二十五日条。

②⑨ 高橋前掲論文がこの説を批判している。本稿も高橋説を継承する。

③⑩ 村井康彦『官衙町の形成と変質』（『古代国家解体過程の研究』、岩波書店、一九六五年）、高橋昌明『清盛以前』（平凡社、一九八四年）、

北村優季『平安京の支配機構―在家支配を中心に―』（『史学雑誌』九

四―一、一九八五年）。

③⑪ 下級官人の例ではないが、『権記』寛弘七年（二〇一〇）二月十八

日条にも「寄宿」がみられる。「鴨院」の西対に故兼業の妻が住んで

おり、そこに祭主輔親が日頃「寄宿」していた。それを輔親の妻であ

る「左大殿権中将」の乳母の命婦が嫉妬し、中将の隨身と下女三十人

ばかりが鴨院に乱入したのである。この「寄宿」は、正式な婚姻成立

以前の男女共住を意味するようである。当時、鴨院には行成の父方叔

以前の男女共住を意味するようである。当時、鴨院には行成の父方叔

第二章 妻方居住と家族

第一節 藤原行成と三条宅

平安貴族の妻方居住の実態は、藤原実資の場合など明らかにされているものが少なくない。^①しかし、藤原行成の家族については、それほど分析が深まっているとは言えない。そこでまず、行成の居住の実態から明らかにしていこう。

藤原行成の本宅は、表1からもわかるように「三条宅」である。その初見は、『権記』正暦四年（九九三）正月十五日条で、その後も「帰三条」の記事がみられ、居住が続いていることが確認できる。ここには、次の人物たちも同居していた。

『権記』長徳四年（九九八）十二月五日条

次三條、乍立調京兆

母、故為尊親王室が住んでいる（『権記』寛弘二年八月十三日条。その関係で、行成の日記に記録されたのであろう。但し、故兼業及びその妻については不明で、なぜ彼女が鴨院に住んでいるのかはわからない）。

③⑫ 網野『中世都市論』（『岩波講座日本歴史』七（中世三）、岩波書店、一九七六年）。

③⑬ 当時の貴族住宅は、その構造も便宜的であった。室内には壁がなく、几帳などの調度品で区切って使用した。そのため、儀式の内容や、居住者の移動によってしつらいを変えることができたのである（小泉和子『家具と室内意匠の文化史』（法政大学出版局、一九七九年）、高橋康夫『建具の話』（鹿島出版会、一九八五年）など）。貴族にとって、その邸宅が便宜的であったのみならず、住み方自体も便宜的であったのである。

この「京兆」は左京大夫は舅の源泰清である。これより先、十二月三日に、男子出生の知らせを行成にもたらしたのは「京兆消息」であった。行成の本宅三条宅に同居していたからこそ可能な行動である。日記にはこれらの記事しかないが、泰清は長保元年（九九九）四月十一日の死亡^②まで同居していたものと考えられる。

また、「尼」も同居していた。

『権記』長徳元年（九九五）八月二十九日条

頃之婦三条謁老尼

この他、「西方尼」が行成の妻のお産に立ち会っている。この「尼」は、妻の母、すなわち源泰清妻のことであろう。^③この当時、夫の泰清は生存しているが、出家して尼になったものとみられる。時代が降ると、妻の出家は夫の死亡を契機とするものが大部分を占めるようになるが、平安期には、夫が生存中でも妻が出家する例は多い。^④

以上、行成は、「三条宅」で、妻の両親と同居していたことがわかった。行成は、永祚元年（九八九）八月十一日に源泰清の娘と結婚し、「三条宅」で妻方居住を始めたのである。

では、どのように居住を分けていたのであろうか。まずは、「三条宅」の構造を見ておこう。

彼の日記『権記』から、次の建物が確認できる。

〔東対〕此東對、北面也 兵衛死、此夕出於彼東宅（長徳四年七月二十二日）

〔西対〕此西對、北面也 於西對物忌（長徳四年七月二十八日・八月四日）

〔寢殿・渡殿〕此寢殿、北面也 自渡殿移寢殿、自此夜孟光煩赤痢（長保四年十月十日）

〔垣〕此垣、北面也 為令築三条垣也（長保元年七月十四日）

それぞれ断片的な史料であるが、総合して考えると、この邸宅は寢殿・東対・西対・渡殿からなる、いわゆる「寢殿造」の構造を持っていたと判断ができる。^⑤

こうした構造を持つ「三条宅」における尼の居所を彼女の呼称から考えてみよう。

『権記』長保四年（一〇〇二）十月十六日条

西方尼被示誕生之女兒只今天亡事

この「西方」という表現は、北対に住む「正妻」を表す「北方」と共通する表現である。とすれば、この尼の居所は西対であろうか。あるいは、当時、既婚女性の出家は一種の離婚と見なされ、夫とは別居することもあったので、彼女は屋敷内の「西方」の建物に住んでいたのかも知れない^⑧。後述するように行成が「西対」で物忌みしていることが確認できるが、この時、出家した姑と娘家族が同一建物に居住したとは考えがたい。やはり、尼の居所としては「西対」ではなく、それとは別の「西方の建物」の方がふさわしいであろう。

行成自身の居所は、先にあげた『権記』長徳四年七月二十八日条、八月四日条から西対であったことが推定される。しかし、彼は寝殿や渡殿に移動することもあった。

『権記』長保四年十月十日条

自渡殿移寝殿

彼は史料の上では、寝殿、渡殿、西対を移動しており、即座に居所を特定することはできない。しかし長保四年十二月二十一日条に「今夕渡西対」とあることが一つのヒントになる。これは、十月十四日の妻のお産に対応する行動である。お産に先立ち、その穢れを避けるためあらかじめ渡殿へ、さらに十月十日には寝殿に移った。しかし、妻はお産のため死亡する。二ヶ月後の十二月二十一日、西対へ渡ったのは、元の居住地に戻ったことを示すのであろう。行成は西対に住んでいたのである。

以上を総合して考えると、尼は西方建物に居住し、行成は妻子と共に西対を中心に、寝殿をも使用していたと考えられる。泰清は、残った建物、即ち、寝殿か東対に住んでいたであろう。

本節では、行成と三条宅の関係を詳しく検討することによって、平安貴族の妻方居住の実態の一つを明らかにしてきた。しかし、この邸宅は行成の永住するところにはならない。「帰三条」の記事は長保五年（一〇〇三）八月七日条を最後にみられなくなる。その代わり、「中御門宅」が寛弘元年（一〇〇四）七月二十日条を初見として現れるのである。

第二節 妻方居住と「仮住い」

長保四年（一〇〇二）十月十六日、行成の妻は出産後、死亡する。彼は最愛の妻をなくし、悲しみにくれる。しかし、その後、行成には新しい妻ができた。この「女人」は日記には寛弘元年七月二十四日に初めて見える。この女人とは誰か。『栄華物語』巻十四（梅沢本を底本とする岩波書店『日本古典文学大系』）を使用）

この大姫君・男君達などの御母、この今の北の方の姉にもし給ひしを、女君二人、男君は民部大輔実経・尾張権守良経の君なん
これは、寛仁二年（一〇一八）三月十三日、行成の娘が、道長の息子長家と結婚したときの様子である。この娘の母が、行成の後妻である。これはその娘の異母兄弟を説明している部分であるが、行成の先妻と後妻が姉妹であったとしている。『尊卑分脈』には行成の息子達について「母泰清娘」とあるだけで、行成の先妻と後妻が同母姉妹であるかどうか判断できない。しかし、二人は異母姉妹であったと考えたい。なぜなら、先妻の母「尼」の死亡時に、後妻が喪に服したという記事はない。また、前妻の霊が後妻に取り付いているが、同母姉妹ではあまり考えられない現象ではなからうか。^⑩

この後妻との居住の場が中御門宅であった。この邸宅が行成と如何なる関係にあるのかは不明である。黒板氏は、次の史料から、この「中御門宅」を行成の父方の叔母、為尊親王室との関係で考えている。^⑪

『小右記』寛仁三年（一〇一九）二月二十四日条

去夜群盗入故彈正宮北方宅中御門、侍從中納言
監納言朝尊住處

なるほど、この史料では中御門宅で、行成と親王室が壁を隔てて同居していることになる。中御門宅が「故彈正北方

宅」と称されていることから、親王室所有の宅に行成が住んでいるように見える。しかし、これ以前に行成は、菅原院へ移っている^⑭。行成はその後菅原院に居住しており、本宅を中御門宅からさらに菅原院に移したことがわかるのである。このことから、寛仁三年の記事は、既に菅原院を本宅とする行成が、何らかの理由で中御門宅に一時的に居住していたのだと考えるべきであろう。中御門宅が「故彈正宮北方宅」と称されるのは、所有者を示すのではなく、この時点での主たる居住者を示すものに過ぎないのである。

そもそも行成の中御門宅の初見は、寛弘元年（一〇〇四）七月二十日条である。その時、為尊親王室は東院におり、翌年鴨院に移っている^⑮。当時の親王室と中御門宅の関係を示す史料はない。彼女がこの宅に移動してきたのはさらにその後のことであろう。親王室がいつ中御門宅に移動したのか、行成家族と同居した期間があるのかどうかは不明である。

中御門宅は、行成が新しい結婚のために借りたか、あるいは買得したという可能性を残しながらも、やはり後妻の居宅であったと考えたい。源泰清のもう一人の妻とその娘がもとと住んでいたところへ、行成が移住したのである。

いずれにせよ行成は、先妻の死後三条宅を出て、後妻と新しく邸宅を構えている。

妻の死後、妻方の家を出ていくことは珍しいことではない。藤原実資の場合を見てみよう。

実資の家族については、吉田早苗氏の詳細な研究がある^⑯。本稿はそれに基づいて、実資の婚姻居住を確認していく。彼はまず、源惟正娘と結婚し、二条宅に妻方居住していた。女兒も誕生していたが、寛和二年（九八六）、妻が死亡。その後、正暦四年（九九三）、婉子女王と結婚した。そして、染殿（為平親王宅）で妻方居住するのである。長徳四年（九九八）、再び妻が死亡する。長保元年（九九九）まで実資が染殿にいたことは確認できるが、やがて、祖父実頼から伝領した小野宮に移動する。この後、彼は死亡するまで本宅を小野宮から動かさなかった。妻方居住から父祖伝来の邸宅への本住いに移行したのである。このように、実資は、妻の死亡という事態に二度直面し、いずれにおいても、妻死亡後、妻方を去っている。最初はすぐに妻方を離れたのかどうかは不明であるが、二度目は、死の翌年に小野宮に移っている。一年の喪に服した後、

妻方を去ったのであろう。

次に、藤原兼頼の場合を見てみよう。

『春記』長暦三年（一〇三九）十月二十一日条

今日初参右府（藤原実資）

（藤原兼頼）直衣

又謁宰相中将

晚暮帰住所

此相公先例帰住所堀河院已了、而從近曾又帰住、右府衣食事、一向右府知給如婚

也、人々傾奇云々、家財悉可被委付相公女兒、其間事與彼幸女同意、可任法之故所来住也云々、誰人成其防哉、右府御心已非古、皆變改云々

『春記』長暦三年十月二十五日条

参右府、又謁相公、被座東對如舊

藤原兼頼は実資のむすめ千古の婿であったが、妻の死後、堀川院に「帰住」していた。それがまた小野宮に帰ってきて、しかも実資の婿のごとく振舞っている。これを、資房は批判し、人々も不思議に思っている。当時の感覚では、妻が死亡した後も夫が妻方の宅にいつまでも居住していることはおかしいことだったのであろう。妻死亡後は妻方との縁が切れるという「法」^②を枉げるために兼頼は小野宮にやっできて、小野宮家とのつながりを保とうとしたのである。それは、娘に伝わる小野宮家の財産を当てにしたものであった。

妻方居住をするとはいっても、妻が死ぬと夫は妻方の宅を出て行かねばならない。そして、婿としての取り扱いが終了するのである。夫にとって、子供ではなく妻が妻方親族とのかすがいなのであり、完全に妻方の「家」に従属する、中世以降の嫁取婚成立後の「婿取婚」とは違うのである。妻方居住をしても、妻方の家族に組み込まれてしまうのではない。妻が死亡した後でも、再婚する意志がなく、子がいれば妻方居住を継続することもあったかもしれない。しかし、妻の死亡後は夫が出ていくのが一般的であったことは、妻方居住をすることが彼にとってそれほど重要ではなかったことを意味している。即ち、妻方居住は妻が生存している間の限られた居住に過ぎなかったのである。貴族にとって、妻方居住は

「仮住い」であり、現代の感覚から言えば安定しているはずの家族居住ですら、平安期には流動的であった。

こうした「仮住い」である「妻方居住」も広く「寄住」の概念で捉えることができる。『枕草子』一七〇段に以下の記述がある。

親の家、舅はさら也、をち兄などの住まぬ家、そのさべき人なからんは、おのづから、むつまじくうち知りたらん受領の、國へきていたづらならむ、さらずは、院、宮ばらの、屋あまたあるに住みなどして、司まち出でてのち、いつしかよき所たづねとりて、住みたるこそよけれ。

ここでは、自分の能力にふさわしい屋敷が持てるようになるまで、他人の家に住むのがよいとしている。これは「寄住」を表しているものと考えてよからう。当時、こうした居住形態は決して特殊なものではなく、広く行われていたであろう。

一時的に居住するにふさわしい家とは、「親の家、舅はさら也、をち兄などの住まぬ家、そのさべき人なからんは、おのづから、むつまじくうち知りたらん受領の、國へきていたづらならむ、さらずは、院、宮ばらの、屋」のことである。清少納言の感覚で言えば、「親の家」も「舅の家」も、仮住いの場なのであり、しかるべき地位を得てから、「本住い」の邸宅を買得するなりすべきなのである。

妻方居住を「仮住い」、「寄住」とした場合、「はじめに」で紹介した従来の家族史研究の成果は再検討されねばならない。平安期の婚姻は、妻方居住を基本としていたのではない。²⁰ 貴族の居住は、一般に「仮住い」・「寄住」を経たのち、買得、譲渡によって所有権を正式に得た邸宅で行われるようになる。平安貴族にとって、妻方居住はこうした「仮住い」、「寄住」の一形態に過ぎなかったのである。

ここで、古代の婚姻を「婿取婚」であるとした高群逸枝説を検討しておこう。氏はその根拠に「竈禁忌」を挙げている。家族史研究はこの説を継承しているが、古代の「竈禁忌」の実態を解明した研究はない。高群氏は古代の文献史料から

「竈禁忌」を導きだしたのではなく、主に柳田民俗学^②によっている。しかし、民俗学の成果をそのまま古代にまでさかばらせることには無理があろう。鴛見等曜氏も、こうした高群氏の論証方法に疑問を呈している。^③

さらに高群氏は、竈禁忌の存在を室町期、「嫁取婚」の時代にも認めている。一家に二人の主婦は存在できないために、嫁は「客人」扱いされ、やがて姑から「しゃもじわたし」を受け、主婦の座に座るとする。中近世では、竈禁忌をこうして回避するというのである。こうした理解の当否はさておき、では、なぜ古代だけ竈禁忌によって居住を制限されるのだろうか。高群氏はその理由について言及していない。はたして、竈禁忌をもって古代の妻方居住の存在を正当化できるであろうか。

また、高群説を批判的に継承している関口裕子氏は、竈禁忌の根拠として『今昔物語集』巻三〇―四を挙げている。^④

『今昔物語集』巻三〇―四（丹鶴叢書本を底本とする『新潮日本古典集成』を使用）

（前略）其の後、男馴れ睦びて、見習はぬ心に去り難く思ひて、近江へ将て下りければ、女も「今は何がはせむ」と思ひて、具して下りにけり。其れに、此の男、本より國に妻を持ちたりければ、祖の家に住みけるに、其の本の妻極じく妬み嚙りければ、男、此の京の人の許には寄りも付かず成りにけり。然れば京の人、祖の郡司に仕はれて有りける程に、其の國に新しく守成りて下り給ふとて、国挙りて騒ぎ合ひたる事限無し。（後略）

関口氏は、「京の人」は竈禁忌のため「男」の「祖」と同居することができず、下女となったと考えている。しかし、「男」が「京の人」と疎遠になったのは、「本の妻」の嫉妬によるものであり、竈禁忌の存在をこの説話から読みとることはできない。この史料を竈禁忌の根拠とすることはできないのである。古代の家族居住は妻方だとする家族史の従来の前提自体が疑問となってきた。

確かに、管見の限りにおいても、史料には夫方居住を示すものはない。この「ない」ことを従来の家族史研究は、妻方居住が古代居住の基本だとする「常識」の一つの根拠にしてきた。しかし、竈禁忌の存在を疑う本稿の立場からすれば、

平安貴族の妻方居住は貴族の居住を縛る「規範」だったのではなく、居住地の選択肢の一つにすぎなかったことになる。夫方居住の可能性を認めることによって、弥生土器文様の分析から、弥生時代の家族は夫方居住か、または夫方妻方どちらかに住む選択居住婚であったとする都出比呂志説^⑧に初めて首肯することができよう。

平安貴族は、結婚後、妻方または夫方所有の宅に住んだり、あるいは、縁故を頼って他人の宅に「寄住」したり、新たに宅を購入したりした。平安貴族の家族居住はかように多様だったのである。

- ① 吉田早苗「藤原実資の家族」『日本歴史』三三〇、一九七五年）、服藤早苗「撰閨期における受領の家と家族形態——三河守源経相の場合——」『日本歴史』四四七、一九八五年、のち、『家成立史の研究——祖先祭祀・女・子ども——』、校倉書房、一九九一年に再録）。
- ② 『日本紀略』同日条。
- ③ 『権記』長保四年（一〇〇二）十月十六日条。
- ④ この他、「西方」という表記も出てくる（『権記』長保五年十月十五日条など）が、同一人物であろう。『権記』には他に「近衛殿」に居住する「老尼」が出てくる（長徳四年三月三日条など）。この女性が誰であるか特定することはできないが、三条宅に居住する泰清妻とは別人であると考ええる。
- ⑤ 勝浦令子「既婚女性の出家と婚姻関係——撰閨期を中心に——」（『近代女性史研究会編『家族と女性の歴史 古代中世』、吉川弘文館、一九八九年）。
- ⑥ 『権記』長保四年十月十六日条。なお、行成の妻については、角田文衛「藤原行成の妻——散骨の一例として——」（『角田文衛著作集』六、法藏館、一九八五年）参照。
- ⑦ この他、三条宅には「東宅」もあった（長徳四年七月二十二日条）。三条宅の東方に、「東宅」とされる空間があったのであろうか。
- ⑧ 勝浦、註⑤論文参照。『更級日記』に「母尼になりて、同じ家の内なれど、方異に住み離れてあり」という記述がある。菅原孝標の妻は、夫生存中から出家し、同一敷地内の別建物に住んでいたのである。泰清妻の場合もこれと同様であったのではないか。
- ⑨ この他に、「女房」（同年八月二十五日条）、「家母」（同条）という表記も見える。いずれも同一人物であろう。
- ⑩ 先妻の死後、その一族から後妻を迎えるのは珍しいことではない。例えば、十世紀、重明親王は藤原忠平の娘と結婚していたが、その死亡後、師輔の娘と再婚している（『史部王記』）。
- ⑪ 『権記』寛弘七年四月五日条。
- ⑫ 『栄華物語』卷十四。
- ⑬ 但し、以下のような記事もある。
 詣石山、率女房等、朝間雨、已剗晴、衝昏詣着、奉供御明萬七千燈、自及小兒四ケ料也、并謔誦誦麻布卅端、又令中支内供々観音三ケ日、修忍五師與定綱、御明文申上也、家母果宿願、供御明一萬燈、鏡一面、其母尼又一萬燈（寛弘元年八月二十五日条）
 後妻である「女房」（＝「家母」）が石山に詣で、行成と「小兒」、即ち先妻の子のために燈を献じている。また、「家母」の「其母尼」も燈を献じているが、この尼は、「西方」と同一人物である可能性が

ある(この記事の後、「尼」は『権記』に見えないので不明とするはかない)。ただ、この記事も、後妻が異母ではあるが同父の姉の子のために燈を献じたと解釈する余地はあり、本稿ではやはり異母姉妹説を支持したい。

⑭ 黒板、註第一章⑬論文。

⑮ 『小右記』長和三年(一〇一四)十一月二十二日条。

⑯ 行成娘の夫源経頼の日記『左経記』に、たびたび行成に会い菅原院に行っている記事がある(万寿二年(一〇二五)正月二日条など)ことからわかる。菅原院と行成の關係は不明であるが、行成は菅原院で婿を迎えていることから、本宅であることに疑いはない。『榮華物語』巻十四には、婿取りの場面に、長家を接待する先妻の子、実経の姿も見える。尼が死亡した寛弘七年以降、行成は実経を手元に引き取ったのであろうか。行成の息子たちについては、黒板伸夫「藤原行成の子息たち―後期摂関時代の政治と人脈を背景に―」(古代学協会編『後期摂関時代の研究』吉川弘文館、一九九〇年)に詳しい。

⑰ 『権記』寛弘二年八月十三日条。

⑱ 吉田、註①論文、及び「藤原実資と小野宮第一殿殿造に関する一考察―」(『日本歴史』三五〇、一九七九年)。

⑲ 『小右記』長保元年(九九九)十二月二十九日条。

⑳ 千古が死亡したことを示す史料はない。しかし、実資が千古に処分する予定であった(『小右記』寛仁三年(一〇一九)十二月九日条)財産を千古の「女兒」に譲ることを考えている(『春記』長曆三年(一〇三九)十二月二十一日条)以上、この段階で既に千古は亡いものとするのが自然であろう。

㉑ 江戸中期、出産革命が起こるまで、出産時の母体の危険は頗る大きかった(落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房、一九八九年参照)。平安期、妻の死亡という事態に見舞われる男性の数は決

して少なくなかったはずである。従って、妻の死によって妻方を去る男性も特殊例ではなかったであろう。それゆえ「春記」に見える「法」が生まれるのである。

㉒ 妻方居住を経た新所居住も、所有権を持たないなら「寄住」の概念で捉えることができる。しかし「妻方」であれ、「新所」であれ、買得、譲渡などにより所有権を正式に得た場合は、「仮住い」とは見なさない。従来 of 家族史研究では、この区別が曖昧だったのである。

㉓ 柳田国男「婿入考」(『三宅博士古希祝賀記念論文集』、一九二九年、のち、同「婚姻の話」、岩波書店、一九四八年に再録)。但し、柳田と高群は「婿取り(入り)」という点に関しては決定的に見解を異にする。柳田は、婚姻当初、婿入りの形態を取るが、ある一定期間を過ぎたら嫁を夫方に連れ戻す民俗事例を挙げている。このことから、「婿入り」は本質的に嫁取り婚と変わらないとするのである。これに対して、高群は古代の「招婿婚」の存在を主張したのであり、その史学史上の意義は大きい。

㉔ 鷺見等曜『前近代日本家族の構造』(弘文堂、一九八三年)。氏は、平安期を双系社会とする見解に対応させ、当該期の婚姻は夫方居住婚と妻方居住婚の併存であったと結論づけた。その他、高群説に対する批判は、西村汎子(『今昔物語』における婚姻形態と婚姻関係―高群逸枝説への疑問―)、『歴史評論』三三五、一九七八年、など)、栗原弘(平安時代の父系二世代同居家族について―高群・鷺見両説を中心として―、『比較家族史研究』三、一九八八年、など)らによって展開されている。

㉕ 関口、註第二章①論文。

㉖ 都出比呂志「原始土器と女性―弥生時代の性別分業と婚姻居住規定」(『日本女性史』一、東京大学出版会、一九八二年)、『日本農耕社会の成立過程』(岩波書店、一九八九年)。

第三章 邸宅の所有権と居住

本稿は、居住形態の便宜性を強調してきたが、これは邸宅の所有とは別の問題であることをここで確認しておかねばならない。平安期において、邸宅の所有権は券文をもって厳密に認識されていた。

長和三年（一〇一四）、五条の辺りに所領を持つ大納言藤原頼通は、その近くの藤原能通の所領を得たいと考えた。^① 藤原実資は、こうした頼通の態度を「可彈指之世也」と批判しているが、能通は二日後、「領効券文」を差し出し出している。券文の移動によって、所有権が移動したのである。

相続に関しても同様である。撰関家の東三条殿が藤氏長者に相続されたことは周知のことである。^② この邸宅は、居住の場ではなく儀式の場としての性格の強いものであるが、ここで儀式を行うことに一つの意義があり、儀式を行う権利、即ち、邸宅の確固たる所有権が氏長者の権限の一つとして存在したことは疑いない。ここでも所有権を示す券文が移動した。藤原師通も師実から東三条殿の券文を譲られている。

『後二条師通記』康和元年（一〇九九）三月一日条

有頃左中将忠教（藤原師通志）為殿御使、東三条券文等被給（後略）

他の場合を見てみよう。

『小右記』寛仁三年（一〇一九）十二月九日条

小野宮并莊園・牧・厩及男女・財物・惣家中雜物織芥不遺充給女子千古了、注文書預給了、道俗子等一切不可口入之由注處分文
実資の邸宅小野宮は、他の不動産と共に文書によって娘千古に譲られることになった。他の子供達が一切口出ししないようにと文書に書き添えてある。小野宮の所有権、管理権を得たのは千古一人なのである。この様に、邸宅は平安期においても現代と同じく不動産として所有権が相続されたのである。^③ 邸宅は、重要な財産の一つであった。

しかし、現代人のように平安貴族は必ずしも所有する邸宅に居住したわけではない。実資は、長和二年(一〇一三)六月二十二日、急に思い立って、小野宮北宅の券文を養子資平に渡すことにした。^④この券文は「年来置余許」という状況にあった。しかし、資平はこれ以前から北宅に居住していることが確認でき、^⑤資平は、所有権を持たない邸宅に居住していたことになる。また一方で、藤原行成の様に自邸を所有しながら他家に居住することも少なくなかった。これは、この時期、所有権と居住が必ずしも厳密に結び付いていたわけではないこと、即ち、所有と居住が分離していたことを示している。

行成の場合をふりかえてみよう。行成が父祖伝来の宅「桃園第」を所有したことは既に述べた。この他、行成が所有していた可能性のある邸宅に「東院」がある。

これは、別名東一条第、華山院ともいい、藤原忠平から師輔、伊尹へと伝領された。ここには為尊親王の妻(伊尹娘)が住んでいた。^⑦長保三年(一〇〇二)閏十二月十六日、病に臥した東三条院詮子は、院別当行成の三条宅に移ることを検討していた。^⑧そのため行成自身は他家に移動しようとしたが、この日は渡御はなかった。翌十七日、「行成卿東院第」に渡御があったと『日本紀略』は記す。同じ行成宅でも三条宅ではなく、「東院」が選ばれたのであろう。なお、下玉利百合子氏は、この「東院」を行成の「三条宅」のこととする。^⑨しかし、『栄華物語』巻七に「東院」の居住者、為尊親王が病に臥した詮子を世話する場面があり、両者の親密な関係が知られること。また、「三条宅」を「東院」とする史料はないことから、やはり「東院」は「三条宅」ではなく、為尊親王夫妻の居住する宅であったと考える。詮子はこの「東院」に同年十一月二日にも触穢を避けるためやってきており、^⑩以前から利用することがあったのである。詮子は二十二日「崩于行成卿第」じた。^⑪この「東院」が「行成卿第」とされていることから、これは行成の所有する邸宅とみてよいのではない。^⑫所有はしていたが、居住はしなかったのである。それは、基本的に父方叔母の居所であったためであろう。行成は、一つの財産としてこの邸宅を所有していたのである。

行成が幼少の頃を過ごした桃園宅は、源保光の死後、世尊寺になった。

保光は、長徳元年（九九五）五月九日に死亡した^⑧。保光の妻（行成の母方祖母）は、同年正月二十九日に既に死亡していたため、桃園第はその主を失い、無人となった。桃園を寺にする構想は、長保元年（九九九）七月二十二日条から『権記』に見え始める。この日、行成は仏師康尚の宅を訪れ、桃園寺に安置する大日如来像などの製作を依頼した。また、『権記』長保三年（一〇〇二）正月十八日条に、世尊寺に観音像を安置したことが見える。これは、祖父源保光の持仏であった。桃園宅には保光の持仏が置かれていたらしい。既に、保光の生前から桃園宅は寺への道を歩み始めていたのかも知れない。そして、長保三年二月二十九日、行成は桃園宅の寝殿を堂となし、完成した大日如来などの仏像を安置している^⑨。自宅を寺にすることは、藤原兼家の二条京極第を寺にした法興院など他にも例があり、珍しいことではない。

五十六歳で在職のまま死亡した行成がもう少し長生きをし、出家するような事になれば、彼は世尊寺に居住することになったのではなからうか。藤原道長も自宅を寺に改造した法成寺で生涯を終えている。行成が「桃園宅」を寺にしたのは父祖の菩提のためばかりではなく、自分の出家後の修行場所として期待するところがあったのかもしれない。もしそうならば、三条宅、中御門宅などで仮住いを続けながらも「桃園宅」を所有し続けたことには意味があったことになる。行成は「仮住い」しながら、こうした利益を期待し、自邸の所有権を保持し続けたのであろう。

このように行成は桃園宅、東院を所有していたにもかかわらず、結婚後、そこに居住することはなかった。彼は三条宅、中御門宅、菅原院と本宅を移しつつ、一生「仮住い」・「寄住」で終わる^⑩。不動産としての邸宅と生活の場としての邸宅が一致していなかったのである。

所有と居住の分離。これは「すむ」という言葉の用法にも示されている。「すむ」には、現代にも通じる「居所とする」という意に加えて、「男が女の所へ通う」意があることは周知のことである。

『大和物語』第二十三段（尊経閣旧藏本を底本とする岩波書店『日本古典文学大系』を使用）

陽成院の二のみこ、後蔭の中将のむすめにとしごろすみたまひけるを、女五のみこ得たてまつりてのち、さらにとひたまはざりけ

れば、(後略)

「陽成院の二のみこ」が「後蔭の中將のむすめ」のところに「すむ」状態にあったのが、新しく「女五のみこ」とも関係ができ、通ってこなくなったのである。この「すむ」は男が女のもとへ「かよう」状況をさす言葉であろう。

この他、文字どおり、「かよひすむ」こともあれば、世間に認められなくて「しのびすむ」こともあった。

この語を厳密に分析した山本利達氏は「男が夜に女の家に行って来て、翌朝帰るという往來の行為を示す『かよふ』とは視点を別にして、男が女の所で寢食を共にする行為に視点をおいた表現が『すむ』であると指摘している。こうした「すむ」の多様な用法から考えて、平安期には、自分の所有する邸宅に「住む」必然性が希薄だったのであろうか。それゆえ、第一章で示した一時的居住、「寄住」が横行し、「仮住い」が盛んだったのである。

ここでもう一度「仮住い」について考えておこう。藤原実資の例でみたように、平安貴族には、「仮住い」から「本住い」へという居住の流れがあった。「仮住い」には「寄住」、「寄宿」というものがあったが、「妻方居住」、「夫方居住」、「新所居住」といった家族居住もその一つであった。「新所居住」先には「妻方」・「夫方」が用意した住宅もあったが、その他の人間関係をもとに他人の家に「寄住」する形態もあった。「本住い」に移る契機には、邸宅の「買得」もあったし、父方、妻方双方からの「相読」の場合もあった。行成のように一生を仮住いで終わる貴族もいた。

以上のように考えてみると、「仮住い」としての妻方居住の意義に次のような歴史の変遷を見いだすことができる。奈良時代以前、母系をも重視する親族構造のもとでは、妻方居住は本来の意義をもっていた。即ち、子は、母方から財産、政治的地位などを受け継いだのである。母方親族の権利を受け継ぐ子であるからこそ、妻方に家族は居住し、夫も妻方に帰属したのである。

それが、奈良時代に入り、唐から父系制をもとにして構成された律令が導入されると、貴族社会は父系重視へと変わっていく。この時、妻方居住という居住形態と、父系重視の社会との間にずれが生まれたのである。さらに、平安中期、穢

れや方角禁忌の肥大などを背景に「仮住い」が一般化する。親族構造自体も父系制へ変化を見せ始め、妻方居住は「仮住い」の一形態となり、本来的意義を持たなくなるのである。そして、妻を失った夫は妻方との縁が切れ、妻方を去ることになる。さらに、貴族社会における父系制が確立し、邸宅の所有権・占有権が父子継承されるようになる。夫方居住が始まるのである。妻方居住から夫方居住への移行は、平安中期の「仮住い」を経ていたからこそ、スムーズになされたものと考えられる。中世に入って、方角禁忌の鎮静化にともなって、「仮住い」の概念は消滅する。そして、はじめにみたように、室町期には、貴族は都市内を移動することなく、家族居住も安定するのである。

本稿が分析してきた平安中期は、「仮住い」が最も盛んな時期であった。それゆえ「寄住」、「仮住い」としての「妻方居住」もこの時期を特徴付ける歴史的産物と言いうべきなのである。

- ① 『小右記』長和三年十二月六日条。
- ② 太田静六「平安盛期における東三条殿」、「平安末期における東三条殿の研究」（註はじめに⑥著書）など。
- ③ 『落窪物語』では、主人公の姫君が、亡き母から相続した邸宅を継母の陰謀から死守している。この時、姫君は、父と共に継母の家に同居しており、相続した邸宅には居住していなかった。居住していない邸宅でも、所有権を保持しているということが重要であったのである。
- ④ 『小右記』長和二年六月二十二日条。
- ⑤ 『小右記』長和二年正月七日条。
- ⑥ 太田静六「華山院について」（註はじめに⑥著書）。
- ⑦ 『権記』長保四年正月七日条。
- ⑧ 『権記』同日条。
- ⑨ 下玉利百舎子「女院詮子崩御の第宅について―夜平時院還御三条―存疑―」（『二松学舎大学論集』昭和六十一年度）
- ⑩ 『権記』同日条。
- ⑪ 『日本紀略』同日条。
- ⑫ 鴨院などの行成に関係するこの他の邸宅については、黒板、註第一章⑬論文に詳しい。
- ⑬ 『公卿補任』、『日本紀略』など、八日とする説もあるが、行成が九日を忌日としている（『権記』長保二年五月九日条）ことから九日が正しいだろう。
- ⑭ 『権記』寛弘八年七月十一日条。
- ⑮ 『権記』同日条。これは、正式に世尊寺供養をした記事である。これ以前にも、「世尊寺」という呼称は見え（『権記』長保二年四月二十六日条など）、寺となったのもっと早かったと思われる。
- ⑯ 但し、史料からは確認できないが、菅原院は行成が買得した邸宅であった可能性もある。
- ⑰ 『源氏物語』匂宮。
- ⑱ 『大和物語』一四三段。
- ⑲ 山本利達「『すむ』考」（『滋賀大園文』二六、一九八八年）。

⑳ 本稿は、奈良期以前の親族構造を双系制と捉える立場を取る（義江明子『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、一九八七年など）。双系的親族のもとでは、父系または母系のどちらかが重視される。この時、「本来的意味」の妻方居住は母系重視のもとでのみ起こることになる。

おわりに

平安中期の貴族は、穢れ、方角禁忌などのため所有権のない邸宅に「寄住」した。家族の居住形態である妻方居住も、この時期の「仮住い」の中の一つに過ぎなかった。所有と居住を一致させる必要がなかったがゆえに、貴族達は好ましい居住先を求めて、都市内を移動していった。又逆に、所有しているが居住していない邸宅を他の貴族の寄住先として提供したのである。

この様に、貴族がお互いに居住の場を融通しあう様は、平安京という狭い都市空間に居住する「貴族」層の「文化」そのものであった。平安京という都市は、貴族が集住する地である。しかも、貴族達は、湿気の多い右京を避け、左京のしも住みよい三条以北に集まってきた。「寄住」、「仮住い」は、同じ階層の者が集住する平安京であるからこそ生じた居住なのである。^㉑平安貴族の「寄住」、そして、妻方居住をも含んだ「仮住い」はきわめて都市的な居住形態であったと言えるよう。

最後に、残された課題についてふれておく。

本稿は貴族層に分析の対象を絞ったため、平安京都市住民の居住全てを明らかにすることができなかった。本稿が示した「寄住」・「寄宿」の概念によって、従来検討対象とされなかった都市下層民の居住を明らかにすることができるのだろうか。経済的弱者であった都市下層民の居住はもっと流動的、便宜的なものであったか、逆に有力者に寄生するがゆえに安定的様相を呈するものであったと予想される。

㉑ 厳密に言えば、奈良時代以前においても、父系重視での妻方居住は本稿で検討した「仮住い」の意味を持つに過ぎなかった。
㉒ 拙稿、註はじめに㉑論文。

一方、平安中期、こうして都市内を移動する貴族達とは別に、基本的に一つ所を動かない人物がいた。内裏に住む天皇である。天皇の居住を都市論とどう関係付けるか。これも今後の大きな課題である。

① もちろん、近世の公家町のように貴族のみで一つの居住区を形成したわけではなく、「其門客之居近地者数十家」（『池亭記』）というように、貴族の邸宅の近くには、庶民の家もあり、貴賤混住の状態であった。

（付記）本稿作成にあたり多大な御教示をいただいた平安京文化研究会、女性文化とジェンダー研究会の皆様へ感謝いたします。なお、

本稿は一九九二年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（京都大学 研究員 日本学術振興会特別研究員

Residence and family in Heiankyō: Kijū 寄住,
Uxorilocal Residence, and City

by

KYORAKU Mahoko

In this essay, the author makes use of historical records such as diaries and fictional tales to analyze the residence customs of the nobility of the middle Heian period (10th-11th cent.), aiming to link urban theory with the history of the family. The residence of the nobles in the capital city of Heiankyō was characterized by “kijū”, or temporary residence; more precisely, kijū means dwelling temporarily in a mansion which one does not own and for which one pays no rent. In an attempt to avoid directional and other taboos, Heian nobles moved around the city from one place to another. Sometimes they lived in each other’s mansions for long periods of time. The practice of kijū is a sign of the instability of their residence. Mobility and convenience were the prime characteristics of noble residence in the city of Heiankyō.

We can also understand uxorilocal residence as a variation on kijū. The fact that a man who lost his wife in childbirth generally moved out of her mansion implies that the wife’s mansion was no more than a temporary place for him to dwell. In a nutshell, uxorilocal residence was *nothing but one type of temporary residence*. Thus arguments made in family history for uxorilocal residence being the rule during the Heian period need to be reexamined. During the Heian period, the custom of temporary habitation in the mansions of others gradually shifted to continuous residence in a mansion of one’s own. Until then though one did not necessarily live in a mansion that one owned oneself. The mutual sharing of residences within the nobility of the narrow city of Heiankyō was one aspect of its culture.